

令和4年6月定例会 教育長報告

◆6月の主な活動

- 1日 指定都市教育委員会協議会 [教育長]
※オンラインによる開催
- 5日 しずおか教師塾第13期卒塾式(清水庁舎) [教育長]
- 11日 SSH課題研究報告会(静岡市立高等学校) [教育長・委員]
- 15日 清水桜が丘高等学校創立10周年記念事業(静岡市清水文化会館) [教育長]
- 21日 教育委員会定例会(清水庁舎) [教育長・委員]

◆7月の主な予定

- 11日 点検・評価に係る学識経験者との意見交換会(清水庁舎) [教育長]
- 26日 教育委員会定例会(静岡庁舎) [教育長・委員]

静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の制定について

静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則を次のように定める。

令和4年6月21日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 休日の部活動の地域移行に向けた検討に当たり、今後の部活動の在り方についてスポーツ、文化及び教育に関し優れた識見を有する者や保護者代表等の関係する者の意見を広く聴取する必要があるため、静岡市附属機関条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき制定するものである。

審査議案	第	号	静岡市例規集	巻	頁
------	---	---	--------	---	---

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>現在、静岡市立の中学校の部活動を取り巻く現状として、少子化の影響により部員数が減少し、大会参加ができなかったり練習内容が限定されたりする部活動が増えてきている。特に小規模校や中規模校では休廃部になる部活動もあるなど、部活動における有意義な活動の維持が難しくなりつつある。また、約半数の部活動において、競技経験のない顧問が指導を行い、子どもたちが専門的な指導を受けられない状況にある。</p> <p>一方で、令和2年9月1日付文部科学省等事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築するため、令和5年度以降休日の部活動について段階的な地域移行を図ることなど、部活動改革の方向性が示された。</p> <p>こうした状況を踏まえ、静岡市における持続可能な部活動システムの構築を目指し、令和4年度は、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行等に向けた検討を行うとともに、今後の方針について市内における合意形成を図る。</p> <p>検討に当たっては、今後の部活動の在り方についてスポーツ、文化及び教育に関し優れた識見を有する者や保護者代表等の関係する者の意見を広く聴取するため、附属機関の設置が必要となる。</p> <p>ただし、設置された附属機関の開催時期は、休日の部活動の地域移行を実施するまでであり、その設置期間は1年以内であることから、静岡市附属機関設置条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき、臨時的事務を処理するための附属機関を設置し、必要な細目を定める必要がある。</p>
4 施行期日	令和4年7月1日
5 制定改廃の概要	<p>(1) 部活動の改革について検討を行うにあたり、臨時的事務を処理するための附属機関を設置することとした。(第1条関係)</p> <p>(2) 附属機関の名称を「静岡市部活動改革検討委員会」と称することとした。(第2条関係)</p>

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
		<p>(3) 所掌事務を①静岡市立中学校における部活動の改革に関する事項について調査審議すること、②静岡市立中学校における部活動の改革に関し、静岡市教育委員会に意見を述べること、とした。(第3条関係)</p> <p>(4) 附属機関の委員を①スポーツ、文化及び教育に関し優れた識見を有する者、②関係団体を代表する者、③市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者の代表する者、④市民から構成することとした。(第4条関係)</p> <p>(4) 委員の任期等を委嘱の日から令和5年6月30日までと定めることとした。(第5条関係)</p> <p>(5) 委員長を定めることとした。(第6条関係)</p> <p>(6) 会議を定めることとした。(第7条関係)</p> <p>(7) この規則は、令和4年7月1日から施行し、令和5年6月30日限り、その効力を失うこととした。</p>
6 法的な検討事項		静岡市附属機関設置条例との整合
7 関係する法令・条例等		静岡市附属機関設置条例第2条第4項
8 予算措置等特記事項		別途財政課と協議の上予算流用予定

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市部活動改革検討委員会とする。

(所掌事項)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市立中学校における部活動の改革に関する事項について調査審議すること。
- (2) 静岡市立中学校における部活動の改革に関し、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ、文化及び教育に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者
- (4) 市民

3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年6月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年6月30日限り、その効力を失う。

○静岡市附属機関設置条例（抜粋）

平成30年3月20日

条例第17号

改正 平成30年12月13日条例第79号

平成31年3月20日条例第5号

令和3年3月11日条例第5号

令和3年12月15日条例第76号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要であると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）